建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る 建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定事務処理要領

> 制定 平成 28 年 5 月 9 日 最終改正 令和 3 年 10 月 7 日 都 市 整 備 部 建 築 指 導 課

# 第一章 総則

(目的)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下「性能向上計画認定」という。)及び法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定(以下「性能向上計画変更認定」という。)並びに法第36条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能に係る認定(以下「基準適合認定」という。)に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

# (用語の定義)

- 第2条 この要領において使用する用語の意義は、法に定めるところによるほか、 次の各号に定めるところによる。
  - 一 申請者 性能向上計画認定、性能向上計画変更認定又は基準適合認定を受けようとする者をいう。
  - 二 認定申請 性能向上計画認定、性能向上計画変更認定又は基準適合認定の申請をいう。
  - 三 審査機関 法第 15 条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関の うち、非住宅用途の建築物の審査を行うもの(以下「登録判定機関」という。) 又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「品 確法」という。)第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関のうち、住宅用途の 建築物の審査を行うもの(以下「登録評価機関」という。)をいう。
  - 四 審査機関等 審査機関又は本市
  - 五 技術的審査 性能向上計画認定又は性能向上計画変更認定にあっては法 第30条第1項に定める基準、基準適合認定にあっては法第2条第3号に定 める基準への適合に係る審査をいう。
  - 六 適合証等 下関市手数料条例(平成24年条例第10号)別表9備考第14 項及び第16項の「誘導基準適合証」、「適合証」又は「市長が別に定める書 類」であって、別表(適合証等)の適合証等の欄に掲げる書類をいう。
  - 七 完了報告書 法第30条第1項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認定をされた計画に係る建築物の建築工事が完了した旨の報告書(別記様式第1-4号)をいう。
  - 八 検査済証等 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し若しくは建築工事を伴わない場合の建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書

をいう。

## (事前審査)

- 第3条 申請者は、認定申請に先立ち、適合証等の交付を受けるため、審査機関等による審査を受けることができる。
- 第二章 性能向上計画認定の事務処理

(申請書等の提出)

- 第4条 性能向上計画認定又は性能向上計画変更認定の申請書(以下、この章において「申請書等」という。)は、市長に提出するものとする。
- 2 申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
  - 一 適合証等を添付する場合 正本1部及び副本1部
  - 二 適合証等を添付しない場合 正本1部及び副本2部
- 3 申請書等の様式、添付図書及び記載事項等は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)の定めるところによる。なお、規則第23条第1項に定める添付図書のうち、所管行政庁が必要と認める図書は、第3条の規定により事前審査を受けた場合にあっては、適合証等及び当該適合証等の審査に係る書類の副本又はその写しとする。この場合において、適合証等の原本は、前項第1号に定める副本に添付するものとする。
- 4 法第30条第2項の規定による申出をする場合は、前項に規定する図書に加え次の各号に掲げる図書を提出するものとする。
  - 一 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書1部(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、同条に規定する図書の種類ごとの明示すべき事項を前項に規定する添付図書に明示する場合は、当該事項を当該図書に明示することを要しない。)
  - 二 建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届又は建築物除却届1部
  - 三 建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を受けなければならない場合にあっては、同条第4項に規定する通知書又はその写し1部

#### (申請書等の審査)

- 第5条 市長は、申請書等を受理した場合は、別記様式第1-1号による台帳に必要な事項を記載するものとする。
- 2 市長は、申請書等に適合証等が添付されている場合は、前条第3項の添付図 書に当該適合証の交付に係る事前審査が終了した旨の審査機関等の押印があ ることを確認するものとする。
- 3 市長は、申請書等に適合証等が添付されていない場合は、審査機関に対し、

当該認定申請に係る技術的審査を委託することができるものとし、当該技術的審査を受託した審査機関は、速やかに審査を行い、その結果を文書により市長に通知するものとする。

- 4 市長は、申請書等の内容が法第30条第1項に定める基準に適合すると認められる場合は認定を行い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を発行し、当該申請書等の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 5 前項の規定により認定を受けた者又は当該認定を受けた建築物の譲渡を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該建築物が法の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受け、又は届出をしなければならない建築物に該当する場合で、当該建築物の所有関係に変更が生じた場合にあっては、別記様式第1-6号による認定建築主等変更届を提出するものとする。この場合において、市長は、当該届の写しを所管部局に通知するものとする。
- 6 市長は、申請書等の内容が第4項の基準に適合しないと認められる場合は、 別記様式第1-2号による適合しない旨の通知書を申請者に交付するものとす る。
- 7 市長は、申請書等を受理してから第4項又は前項の通知書を交付するまでの間に、申請者から当該申請の取下げの申し出があった場合は、別記様式第1-3号による取下げ届を提出させ、申請書類一式を申請者に返却するものとする。
- 8 前7項の規定は、法第31条第1項の変更の認定について準用する。この場合において、第4項及び第7条中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」とあるのは、「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書」と読み替えるものとする。

#### (工事完了後の手続き)

- 第6条 認定建築主等は、法第30条の規定による認定を受けた建築物の建築工事が完了した場合は、完了報告書に検査済証等を添えて、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、完了報告書の提出があった場合は、認定を受けた計画のとおりに工事を完了したことを、検査済証等により確認し、台帳に報告年月日を記載するものとする。

#### (認定の取消し)

第7条 市長は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の交付の後、当該認定建築主等が法第33条の規定に基づく改善命令に違反した場合、又は認定建築主等から、当該認定を受けた建築物の新築等を取りやめる旨の申出書の提出があった場合は、認定の取消しを行い、当該認定建築主等に対し、別記様式第1-5号による認定取消通知書を交付するものとする。

#### 第三章 基準適合認定の事務処理

(申請書等の提出)

- 第8条 基準適合認定の申請書(以下この章において「申請書等」という。)は、市長に提出するものとする。
- 2 申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
  - 一 適合証等を添付する場合 正本1部及び副本1部
  - 二 適合証等を添付しない場合 正本1部及び副本2部
- 3 申請書等の様式、添付図書及び記載事項等は、規則に定めるところによる。 なお、規則第30条第1項に定める添付図書のうち、所管行政庁が必要と認め る図書は、次の各号に定めるとおりとする。
  - 一 別記様式第 2-1 号による建築物の構造等を確認した旨の報告書 申請書 等に記載した事項が現況の建築物の構造及び設備と相違ないものであることを確認した旨の報告書
  - 二 第3条の規定により事前審査を受けた場合は、適合証等及び適合証等の審査に係る副本又はその写し。この場合において、適合証等の原本は、前項第1号に定める副本に添付するものとする。

#### (申請書等の審査)

- 第9条 市長は、申請書等を受理した場合は、別記様式第2-2号による台帳に必要な事項を記載するものとする。
- 2 市長は、申請書等に適合証等が添付されている場合は、前条第3項の添付図 書に当該適合証の交付に係る事前審査が終了した旨の審査機関等の押印があ ることを確認するものとする。
- 3 市長は、申請書等に適合証等が添付されていない場合は、審査機関に対し、 当該認定申請に係る技術的審査を委託することができるものとし、当該技術的 審査を受託した審査機関は、速やかに審査を行い、その結果を文書により市長 に通知するものとする。
- 4 市長は、申請書等の内容が法第2条第3号に定める基準に適合すると認められる場合は認定を行い、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書を発行し、当該申請書等の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 5 市長は、申請書等の内容が前項の基準に適合しないと認められる場合は、別記様式第2-3号による適合しない旨の通知書を申請者に交付するものとする。
- 6 市長は、申請書等を受理してから第4項又は前項の通知書を交付するまでの間に、申請者から当該申請の取下げの申し出があった場合は、別記様式第2-4号による取下げ届を提出させ、申請書類一式を申請者に返却するものとする。

### (認定の取消し)

第10条 市長は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書の交付の後、 当該認定を受けた建築物が基準に適合しなくなったと認める場合は、認定の取 消しを行い、当該建築物の所有者に対し、別記様式第2-5号による認定取消通 知書を交付するものとする。

# 第四章 その他

(文書の保存期間)

- 第11条 台帳の保存期間は、永年とする。
- 2 申請書等の保存期間は、性能向上計画認定において法第35条の容積率の特例を受ける場合は、永年とし、それ以外の場合は、第5条第4項又は第9条第4項の認定をした日の属する年度の末日から起算して10年とする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年5月9日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成29年4月27日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年10月7日から施行する。

別表 (適合証等)

認定制度	対象建築物	適合証等	審査機関等
性計 又向変 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	全ての建築物	誘導基準適合証 (法第30条第1項各号 に掲げる基準に適合していることを証 する書類。)	第2条第3号に定め る審査機関(登録判 定機関又は登録評価 機関※)
	一戸建ての住宅、共 同住宅等、複合建築 物のうち住戸の部分	品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。)の写し。	登録評価機関
	一戸建ての住宅、共 同住宅等、複合建築 物のうち住戸の部分 (法施行の際現に存 するもの)	品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。)の写し。	登録評価機関
基準適合	全ての建築物	適合証(法第2条第3号に掲げる基準 に適合していることを証する書類。)	第2条第3号に定める審査機関※
	非住宅建築物	法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項又は同法第18条第18項に規定する検査済証(以下「検査済証」という。)の写し。	登録判定機関又は下 関市
	全ての建築物	法第30条に基づく性能向上計画認定に 係る同法施行規則第3条第2項の通知 書(棟全体の認定に係るものに限る。) の写し及び検査済証の写し。	下関市
	全ての建築物	都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号)第54条第1 項に基づく認定に係る同法施行規則第 43条第2項の通知書(棟全体の認定に 係るものに限る。)の写し及び検査済 証の写し。	下関市
	一戸建ての住宅、共 同住宅等	品確法第6条第3項に規定する建設住 宅性能評価書(日本住宅性能表示基準 に基づく断熱等性能等級4及び一次エ ネルギー消費量等級4又は等級5に適 合している場合に限る。)の写し。	登録評価機関
	一戸建ての住宅、共 同住宅等(法施行の 際現に存するもの)	品確法第6条第3項に規定する建設住 宅性能評価書(日本住宅性能表示基準 に基づく一次エネルギー消費量等級 3、等級4又は等級5に適合している 場合に限る。)の写し。 機関は、登録判定機関であって登録評価	登録評価機関

<sup>※</sup>複合建築物の適合証等に係る審査機関は、登録判定機関であって登録評価機関であるものに限る。